未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な保険媒介業務に関するガイドライン

本ガイドラインは、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会の会員各社が未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険に係る保険媒介業務に関する対応に関する基本的な考え方や留意点を整理するために策定したものである。各社においては、関連法令等に則り、本ガイドラインの内容に従い、商品の特性、保険媒介業務の形態のほか、相手方金融機関である保険会社との委託契約の内容や当該保険会社からの要請等に応じた適正な対応を確保する必要がある。

本ガイドラインは、拘束力を有するものではないものの保険分野自主規制規則における各社の取組みにおいて参考にされるべきものである。なお、本ガイドラインは、顧客等の保護と適正な業務運営を確保する観点で、各社において自主的に行う取組み・対応を妨げるものではない。

また、本ガイドラインに記載されている字義通りの対応でなくても、未成年者保護の観点からモラルリスクの排除・抑制に向けた適切な保険媒介業務の遂行に関して合理的かつ同様の効果が認められるのであれば、その対応を妨げるものではない。

I. 総論

〇本ガイドライン策定の目的

未成年者の死亡保険については、法制審議会や金融審議会第二部会「保険の基本問題に

関するワーキング・グループ」において検討が行われ、平成20年1月31日付同ワーキング・グループ報告において、「被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべきである」との指摘がなされ、平成20年7月3日の同ワーキング・グループにおいて「未成年者・成年者の死亡保険にかかる業界・保険会社の対応について(案)」が提示された。

このような指摘等も踏まえれば、生命保険契約(団体保険契約を除く。以下同じ。)における他人を被保険者とする死亡保険において、それが未成年者、特に15歳未満である場合には、保険商品が消費者の保障ニーズに合致した内容であることを確認するなどの内部態勢の整備や、社内基準遵守による厳正な運営を行う必要がある。

Ⅱ. 各論

1. 適切な被保険者同意の取得

未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険の契約締結時においては、被保険者本人の同意の取得が困難であるケースも想定されるため、親権者等の法定代理人の同意を取得する。

(15歳以上の場合には、既婚の場合等を除き、本人及び親権者等の法定代理人の同意を取得する。)

2. 適切な保険媒介業務態勢の構築

未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、保 険商品が消費者の保障ニーズに合致した内容であることを確認するなどの内部 態勢の整備や、社内基準遵守による厳正な運営を行う。

なお、「金融サービスの提供に関する法律」により策定・掲示が義務付けられる勧誘方針において、未成年者を被保険者とする生命保険契約については、 モラルリスクを排除・抑制する観点から適切な保険媒介業務に努める旨記載する。

以上